徳島県公安委員会告示第14号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）第９条の14第１項に規定する年少射撃資格の認定のための講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第36条第１項の規定により告示する。

令和８年11月20日

徳島県公安委員会委員長　　三　　谷　　郁　　彦

１　開催の日時及び場所

令和９年に開催する講習会の日時及び場所は、次のとおりとする。

開　催　日　時	開　催　場　所
６月17日（木）午前９時30分	徳島名西警察署
８月５日（木）午前９時30分	徳島名西警察署
12月16日（木）午前９時30分	徳島名西警察署

２　受講手続

(1)　講習の申込みの受付

講習の申込みの受付は、受講を希望する講習会の開催日当日に、開催場所の会場で行うものとし、いずれの日程も午前９時から午前９時30分までの間に受け付ける。

(2)　提出書類

講習の申込みの際は、年少射撃資格講習受講申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第80条に規定する年少射撃資格講習受講申込書をいう。）１通を提出すること。

なお、この申込書には必要事項を記入の上、写真（申込前６か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼り付けること。

(3)　手数料

講習会の手数料として、9,800円を、キャッシュレス決済又は現金により講習の申込みの際に納入すること。

(4)　その他

受講者は、申込みの際に住所、氏名及び生年月日が表示された本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等）を提示すること。

３　講習

(1)　講習時間等

講習会の講習時間は、午前９時30分から午後２時30分まで（正午から午後１時までは休憩時間）とする。

なお、講習終了後に、正誤式による筆記試験を実施する。

(2)　講習に持参するもの

ア　ボールペン（黒色）

イ　ＨＢ又はＢの鉛筆（シャープペンシルも可）

ウ　消しゴム

(3)　講習修了証明書の交付

講習会の講習を修了した者のうち、当該講習に係る事項を修得したと認められるものに対して、その当日に年少射撃資格講習修了証明書（法第９条の14第２項に規定する年少射撃資格講習修了証明書をいう。）を交付する。

４　その他

講習は、開催場所の警察署の会議室を使用する予定であるが、都合により変更する場合があるので、事前に開催場所の警察署の生活安全課に確認すること。